

仙台市介護職員等資格取得支援事業補助金に係る主な質問と回答

番号	質問	回答
1	仙台市介護職員等資格取得支援事業補助金の申請に際し、職員等が研修を受講する時間、もしくは試験を受験する時間は勤務扱いとする必要はありますか。	勤務扱いとする必要はありません。
2	施設長と介護職員を兼ねている職員等が研修を受講・試験を受験するという場合は対象になりますか。	施設長と介護職員を兼ねている場合は、対象となりません。
3	初任者研修と実務者研修をセットで申し込むことで割引されるプランになっている研修の受講を検討しています。この場合、補助金の対象になりますか。	<p>仙台市介護職員等資格取得支援事業補助金では実務者研修の研修受講料(税抜)を補助対象経費としています。</p> <p>左記のような場合ですと、申請の際、次の①から③の資料をご提出いただくことが可能であれば、下記のように案分して算出した実務者研修の金額(税抜)を補助対象経費とします。</p> <p>①「初任者研修単体での料金が確認できる資料」 ②「実務者研修単体での料金が確認できる資料」 ③「初任者研修と実務者研をセットで申し込むプランの料金が確認できる資料」</p> <p>【例】 ①初任者研修のみのプラン=5万円(税抜) ②実務者研修のみのプラン=10万円(税抜) ③初任者研修と実務者研修のセット割引プラン=12万円(税抜) 上記の場合、セット割引が適用された実務者研修の相当額(補助対象経費)は8万円となります。</p>
4	対象となる研修や試験の申込締め切り日までの日数がすでに30日を下回っている場合は申請はできないのでしょうか。 また、すでに申込をすませてしまった研修や、受講を開始した研修については、対象外となるのでしょうか。	<p>対象となる研修・試験の申込みを行う30日前までに申請書をご提出いただくことを原則といたしますが、当該研修・試験の申込み前である場合は個別にご相談に応じさせていただきます。</p> <p>【参考】 仙台市介護職員等資格取得支援事業補助金交付要綱(抜粋) 第10条 市長は、前条の規定による申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。 2 (略) 3 (略) (補助事業の申込み等) 第11条 補助事業者は、前条の決定を受けた後、第6条第1号から第4号の申込み、又は第6条第5号の着手を行うものとする。</p>